

第 1 章 総 則

第1章 総 則

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、沼田市防災会議が策定するものであり、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して市の地域における地震、風水害、雪害、火山災害、事故災害及び火災に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

さらに、市民が自ら行う事項、自主防災組織や行政区をはじめとした地域における各種団体の行う事項及び首都直下型地震、東海・東南海・南海地震等の大規模災害が発生した場合における首都圏等の被災自治体への支援体制や自治体間の広域応援体制の整備に関する事項について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

第2 沼田市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、「沼田市国土強靱化地域計画」（令和3年9月）は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき、国土強靱化に係る他の市計画等の指針となるべきものとして定めたものである。

このため、国土強靱化に関する部分については、沼田市国土強靱化地域計画の基本目標である、

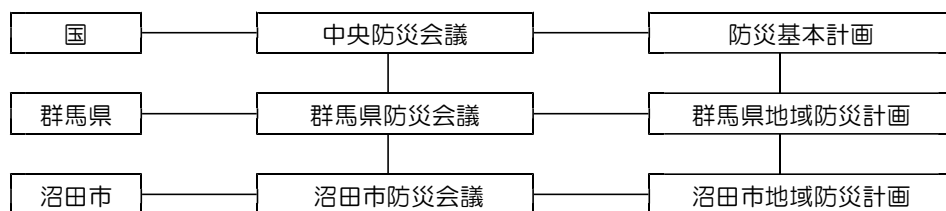
- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- 4 迅速な復旧・復興に取り組むこと

を踏まえ、沼田市地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第3 地域防災計画の策定及び修正

市は、防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。また、防災会議は地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対策基本法によって定められている国、県、市の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。



第4 防災会議

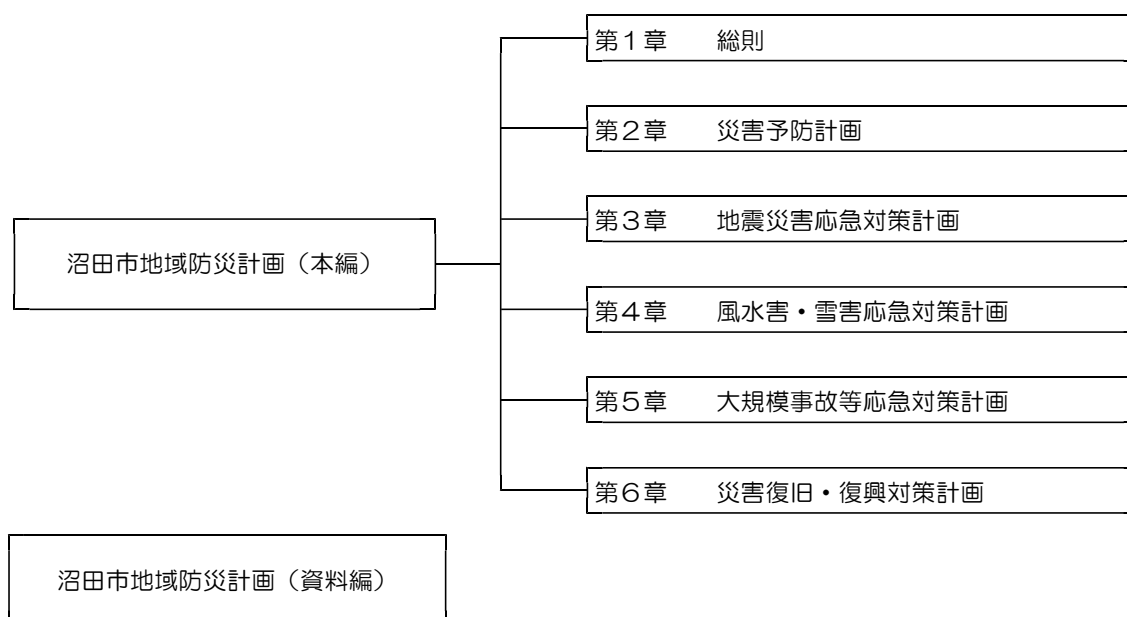
沼田市防災会議の組織及び運営については、関係法令、沼田市防災会議条例の定めるところによる。その任務については、次のとおりである。

- 1 沼田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 2 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 3 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- 4 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

※資料編 1－1 沼田市防災会議条例

第5 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりとする。



第2節 防災の基本理念

第1 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策に当たっては、県、市、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施するとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、県、市及び指定地方行政機関を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市、指定地方行政機関、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。

1 周到かつ十分な災害予防

- (1) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。
- (2) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

- (1) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 沼田市

処理すべき事務又は業務の大綱
1 沼田市防災会議に関すること。 2 防災に関する組織の整備に関すること。 3 防災に関する訓練に関すること。 4 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 5 災害応急対策の実施の支障となるべき状況等の改善に関すること。 6 予報・警報の伝達に関すること。 7 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関すること。 8 消防、水防その他の応急措置に関すること。 9 被災者の救難、救助その他保護に関すること。 10 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。 11 施設及び設備の応急復旧に関すること。 12 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。 13 緊急輸送の確保に関すること。 14 災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること。 15 沼田市以外の地域での大規模災害による被災地及び被災者の支援に関すること。 16 災害復旧及び復興計画に関すること。 17 市内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。 18 避難所の開設、運営、管理に関すること。

第2 群馬県

処理すべき事務又は業務の大綱
1 防災に関する組織の整備に関すること。 2 防災に関する訓練に関すること。 3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 4 災害応急対策の実施の支障となるべき状況等の改善に関すること。 5 予報・警報の伝達に関すること。 6 消防、水防その他の応急措置に関すること。 7 被災者の救難、救助その他保護に関すること。 8 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。 9 施設及び設備の応急復旧に関すること。 10 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。 11 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。 12 緊急輸送の確保に関すること。 13 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること。 14 災害復旧及び復興計画に関すること。 15 群馬県防災会議に関すること。 16 市町村その他県内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。

第3 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。 3 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。 4 警察通信の確保及び統制に関すること。
関東総合通信局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
関東財務局 （前橋財務事務所）	1 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関すること。 2 災害復旧事業費の査定立合いに関すること。 3 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関すること。 4 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関すること。 5 提供可能な未利用地、合同宿舍に関する情報提供に関すること。
関東信越厚生局	1 国立病院の避難施設の整備及び防災訓練等の指導に関すること。 2 国立病院受入患者の医療等の指示調整に関すること。 3 負傷者の国立病院における医療助産救助の指示調整に関すること。 4 医療救護班の応援派遣に関すること。
群馬労働局 （沼田労働基準監督署）	1 事業場における労働災害の防止に関すること。 2 災害応急工事、災害復旧工事等に必要な労働力の確保に関すること。 3 災害による離職者の早期再就職の促進に関すること。
関東農政局 （前橋地域センターほか）	1 災害予防 （1）ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること （2）農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設整備に関すること。 2 災害応急対策 （1）農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 （2）種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 （3）主要食糧の需給調整に関すること。 （4）生鮮食料品等の供給に関すること。 （5）農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 （6）土地改良機械及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関すること。 3 災害復旧 （1）農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 （2）被災農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 4 その他 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東森林管理局 (利根沼田森林管理署)	1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持及び造成に関すること。 2 災害復旧用木材(国有林材)のあっせんに関すること。
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 3 被災中小企業の振興に関すること。
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安に関すること。 2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
関東地方整備局 (利根川ダム統合管理事務所、高崎河川国道事務所、利根川水系砂防事務所)	管轄する河川・道路・砂防・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関すること。 1 災害予防 (1) 防災上必要な教育及び訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 (5) 官庁施設の災害予防措置 (6) 豪雪害の予防 2 災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動及び地方公共団体による避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等 (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 (6) 災害時のための応急復旧用資機材の備蓄 (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 3 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。
関東運輸局 (群馬運輸支局)	1 自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関すること。 2 被災者、必要物資等の輸送調整に関すること。 3 不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。
東京航空局(東京空港事務所)	1 航空機による輸送に係る安全確保に関すること。 2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
東京管区气象台 (前橋地方气象台)	1 気象、地象及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
国土地理院 関東地方測量部	1 地殻変動の監視に関すること。 2 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 3 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。

第4 陸上自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東部方面混成団 第48普通科連隊 第12旅団 第12通信隊	1 災害派遣の準備 (1) 防災関係情報資料の整備に関する事。こと。 (2) 防災関係機関との連絡、調整に関する事。こと。 (3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。こと。 (4) 防災に関する教育訓練の実施に関する事。こと。 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧に関する事。こと。 (2) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。こと。

第5 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便（株） （沼田郵便局）	1 郵便事業の業務運営管理及びこれらの施設等の保全に関する事。こと。 2 災害特別事務取扱いに関する事。こと。 (1) 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救援用郵便物の料金免除 エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 (2) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置 3 その他、要請のあったもののうち協力できる事項
東日本電信電話 （株）（群馬支店）	1 電気通信設備の保全に関する事。こと。 2 重要通信の確保に関する事。こと。
（株）NTTドコモ （群馬支店）	1 携帯電話設備の保全に関する事。こと。 2 重要通信の確保に関する事。こと。
日本銀行 （前橋支店）	1 通貨の円滑な供給確保、金融の迅速な調整、信用制度の保持運営及び被災地金融機関に対する緊急措置についての要請等に関する事。こと。
日本赤十字社 （群馬県支部）	1 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関する事。こと。 2 救護所の開設及び運営に関する事。こと。 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事。こと。 4 輸血用血液の確保及び供給に関する事。こと。 5 義援金品の受領、配分及び募金に関する事。こと。 6 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。こと。 7 外国人の安否の調査に関する事。こと。 8 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関する事。こと。
日本放送協会 （前橋放送局）	1 防災思想の普及に関する事。こと。 2 気象予報・警報の周知に関する事。こと。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。こと。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本放送協会 (前橋放送局)	4 放送施設に対する障害の排除に関する事。 5 避難所等における受信機の貸与・設置に関する事。 6 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
東日本高速道路 (株)(関東支社)	1 高速自動車国道の保全及び復旧に関する事。 2 緊急通行路の確保に関する事。
独立行政法人 水資源機構 (沼田総合管理所)	1 ダム、河川堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路その他水資源の開発又は利用のための施設の新築又は改築に関する事。 2 前号に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理及び災害復旧工事にに関する事。
東日本旅客鉄道 (株)(高崎支社)	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事。 2 鉄道車両による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
日本通運(株) (群馬支店)	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
東京電力パワーグ リッド(株) (渋川支社)	1 電力施設の保全の確保に関する事。 2 電力の供給に関する事。

第6 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(公社)群馬県医 師会	1 医療及び助産活動の協力に関する事。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 3 医療救護活動の実施に関する事。
(公社)群馬県歯 科医師会	1 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関する事。 2 歯型照合等による身元確認作業の協力に関する事。
(公社)群馬県看 護協会	1 救護活動に必要な看護の確保に関する事。
都市ガス事業者 沼田ガス(株)	1 都市ガス施設の保全の確保に関する事。 2 都市ガスの供給の確保に関する事。
(一社)群馬県L Pガス協会	1 LPガス設備の保安の確保に関する事。 2 LPガスの供給の確保に関する事。 3 会員事業者の連絡調整に関する事。
(一社)群馬県バ ス協会	1 バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。 2 被災地の交通の確保に関する事。
(一社)群馬県ト ラック協会	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
放送機関 群馬テレビ（株） （株）エフエム群 馬	1 防災思想の普及に関すること。 2 気象情報・警報の周知に関すること。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。

第7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
報道機関 （沼田エフエム放 送（株））	1 防災思想の普及に関すること。 2 気象情報・警報の周知に関すること。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
農業協同組合 森林組合	1 共同利用施設の保全に関すること。 2 農業者又は林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関すること。 3 県又は市が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関すること。
病院経営者	1 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。 2 被災傷病者の救護に関すること。
社会福祉施設経営 者	1 入所者及び通所者の安全の確保に関すること。 2 災害時、福祉避難所開設及び受入れに関すること。
社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の生活の支援に関すること。 2 義援金品募集及び配分に関すること。 3 ボランティア活動の支援及び推進に関すること。
商工会議所・商工 会	1 被災事業者に対する支援に関すること。 2 県又は市が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること。 3 救援物資及び復旧用資機材の確保についての協力に関すること。 4 物価の安定についての協力に関すること。
（一社）群馬県薬 剤師会	1 医療救護活動に必要な医薬品等の管理、調剤等に関すること。
金融機関	1 被災事業者に対する復旧資金の融資その他緊急措置に関すること。
学校法人	1 児童・生徒等の安全の確保に関すること。 2 避難場所及び避難所としての施設の整備に関すること。
危険物等施設の管 理者	1 危険物等施設の保安の確保に関すること。 2 周辺住民の安全の確保に関すること。
建設業協会	1 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。
農業用排水施設の 管理者	1 水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。

第8 市民・自主防災組織・事業者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
市 民	1 防災・減災の知識習得 2 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討 3 飲料水・食料・生活用品等の3日分以上の備蓄と点検 4 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 5 災害関連情報等の収集、家族・近所への伝達 6 家族・近所の避難行動要支援者等の避難支援 7 災害廃棄物の分別 8 その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること
自主防災組織	1 自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検 2 地域の災害危険性の把握、点検 3 避難行動要支援者の把握、避難支援プランの作成協力 4 地区の孤立化対策（通信機器、食料備蓄等） 5 自主防災リーダーの養成 6 自主防災活動、訓練の実施 7 災害関連情報等の収集、伝達 8 地区内の避難行動要支援者、被災者の救助・救援対策の協力 9 災害時の指定緊急避難場所及び指定避難所の自主運営 10 災害廃棄物の分別、集積所の管理協力
事 業 者	1 従業員の防災教育、訓練 2 事業継続計画（BCP）の作成・更新 3 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討 4 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検 5 自衛消防活動・訓練 6 災害関連情報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導 7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 8 避難行動要支援者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別 10 その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること

第4節 地域の災害環境

第1 地勢、気象等の状況

1 地勢上の特殊性

本市は群馬県の北部に位置し、市街地は赤城、子持、三峰の三山に囲まれた盆地の中央にある。北はみなかみ町を隔てて三国山脈に接し、南は綾戸の峡谷を経て関東平野に開口し、東は栃木県と境を接し、笠ヶ岳、皇海山、袈裟丸山などで県境を画し、西は子持山を隔てて吾妻郡に接する東西約37km、南北約27.5km、面積443.46km²の広さをもつ市である。

市を貫流する河川は、新潟県境に源を発する利根川本流が、武尊山に源を発する薄根川及び片品川と合流して綾戸を経て南に流れている。これらの河川は、山間丘陵地であるためほとんどが急流河川であり、出水に際しては各河川の沿岸で被害を受けることがある。

2 地質上の特異性

本市の基盤を構成しているものは、おおむね水成岩に属する粘板岩と凝灰岩とからなっており、その上に粘土や砂岩や礫岩等が堆積し、その間に流紋岩や石英斑岩等が見られる。地層としては粘板岩と凝灰岩とからなる基盤の上に粘土層、次に礫岩層であるが、この礫岩層は小礫、砂、細砂、細土とがおよそ25mの厚さで互層をなし、この上におよそ2.5mの厚さのローム層が最上層をなしており、長期連続降雨には道路が泥沼と化することがしばしばである。

3 気象上の特殊性

本市は、四方が山に囲まれた地勢のため、寒候期に北西の季節風による降雪が多く、気象災害の面における大災害は、台風及び梅雨前線による風水災害があり、農業での気象災害もかなり多い。季節別に気候の特徴と発生の多い気象災害は、次のとおりである。

・春期（3月～5月）

移動性高気圧に支配される時期で、天気変化は早く降雨回数も増してくる。前半は北西の季節風が強い。この期間は凍霜害や突風による被害が多く発生する。前半は着雪被害があり、後半は雹害がある。

・梅雨期（6月～7月前半）

本州付近に前線が停滞しがちで、曇天が続き雷雨の発生が多くなる。末期には大雨となることがある。この期間は水害や雹害による被害が多く発生する。後半には台風が接近することもある。

・盛夏期（7月後半～8月）

夏型の安定した天気が続き、気温高く雷雨の発生と台風の接近により大被害をもたらすことがある。この期間は雷雨による落雷被害及び、台風接近による水害や突風被害が多くなる。なお、小雨高温により干害の発生することもある。

・秋期（9月～11月）

残暑から後半移動性高気圧型となる。台風が本邦に接近する回数が最も多いのがこの時期である。従って、災害は風水害が主たるもので、大被害を起こす事例が多い。その他、前半には雷雨に伴う雹害などもあるが、11月になると気象災害は少なくなる。

・冬期（12月～2月）

概して西高東低の冬型の気圧配置が続く時期で、雨量は少なく乾燥する。また、北部、東部地域では季節風により降雪が多い。この期間は災害の少ない時期であるが、異常乾燥により火災も発生する。時に強風被害、電線着雪被害もあり、まれに豪雪による被害が発生する。

第2 災害履歴

1 地震

沼田市では過去に被害を受けた地震は少ないものの、平成16年の新潟県中越地震で震度5弱、平成23年の東北地方太平洋沖地震で震度5強を記録している。

■群馬県内で被害のあった主な地震

発生年月日	地震名（震源）	規模（M）	震度	被害状況
1916.2.22 （大正5年）	— （浅間山麓）	6.2	—	家屋全壊7戸、半壊3戸 一部損壊109戸
1923.9.1 （大正12年）	関東大震災 （小田原付近）	7.9	前橋4	負傷者9人 家屋全壊49戸、半壊8戸
1931.9.21 （昭和6年）	西埼玉地震 （埼玉県仙元山付近）	6.9	渋川・高崎6 前橋5	死者5人、負傷者55人、 家屋全壊166戸、 半壊1,769戸
1964.6.16 （昭和39年）	新潟地震 （新潟県沖）	7.5	前橋4	負傷者1人
1996.12.21 （平成8年）	茨城県南西部の地震 （茨城県南部）	5.5	板倉5弱 沼田・片品・桐生4	家屋一部損壊 46戸
2004.10.23 （平成16年）	新潟県中越地震 （新潟県中越）	6.8	高崎・北橋・片品・沼 田・白沢・昭和 5弱	負傷者6人、 家屋一部損壊1,055戸
2007.7.16 （平成19年）	新潟県中越沖地震 （新潟県上中越沖）	6.8	沼田・渋川など4 前橋・高崎など3	人的被害、家屋被害なし
2011.3.11 （平成23年）	平成23年（2011年） 東北地方太平洋沖地震 （太平洋三陸沖）	9.0	桐生6弱 沼田・前橋・高崎・渋 川・太田など5強	死者1人、負傷者41人、 家屋半壊7戸、 一部損壊17,246戸
2018.6.17 （平成30年）	群馬県南部を震源とする 地震 （群馬県南部）	4.6	渋川5弱 沼田・前橋・桐生・伊 勢崎・吉岡・東吾妻4	住家一部破損4棟

2 水害

過去に発生した災害のうち、沼田市で大きな影響を受けたもの又は社会的に影響の大きかったものは、次のとおりである。

■群馬県内で被害のあった主な風水害

発生原因	発生日	風速・降雨量	被害状況
カスリーン台風	昭和22年 9月14日～15日	前橋 最大風速 12.2m/s 最大瞬間風速14.7m/s 総降雨量 391.6mm	(県内) 死者592人、負傷者1,231人、行方不明107人、家屋全壊1,936戸、半壊1,948戸、床上浸水31,247戸、床下浸水39,808戸、水田流失5,063町歩、田畑冠水24,403町歩、畑流失5,255町歩、堤防決壊341箇所、橋梁流失336箇所、道路損壊484箇所、鉄道被害178箇所
キティ台風	昭和24年 8月31日～9月1日	前橋 最大風速 24.4m/s 最大瞬間風速33.5m/s 総降雨量 90.4mm	(県内) 死者44人、負傷者89人、行方不明5人、家屋全壊326戸、半壊1,834戸、流失114戸、床上浸水758戸、床下浸水2,535戸、田流失494町歩、水田冠水1,216町歩、堤防決壊193箇所、橋梁流失339箇所、道路損壊555箇所、鉄道被害50箇所
伊勢湾台風	昭和34年 9月26日～27日	前橋 最大風速 24.1m/s 最大瞬間風速32.1m/s 総降雨量 178.8mm	(県内) 死者10人、負傷者27人、家屋全壊536戸、半壊1,826戸、一部損壊8,226戸、床上・床下浸水847戸、田冠水567ha、堤防決壊4箇所、橋梁流失13箇所、道路損壊52箇所、がけ崩れ33箇所、鉄道被害6箇所
台風第10号	昭和57年 7月31日～8月2日	前橋 最大風速 19.1m/s 最大瞬間風速36.4m/s 総降雨量 178.8mm	(県内) 死者5人、行方不明1人、負傷者52人、家屋全壊56戸、半壊219戸、一部損壊33,621戸、床上・床下浸水5,734戸、田畑冠水3,317.22ha、田畑流失埋没20.55ha、文教施設損壊55件、道路損壊1,734箇所、橋梁損壊68箇所、河川損壊2,162箇所、がけ崩れ1,220箇所、鉄道被害8箇所
令和元年 東日本台風 (台風第19号)	令和元年 10月12日 ～13日	前橋 最大風速 9.6m/s 最大瞬間風速23.2m/s 総降雨量 233.5mm	(県内) 死者4人、負傷者9人、家屋全壊22戸、半壊296戸、一部損壊572戸、床上・床下浸水134戸、田畑流出・埋没76.99ha、学校被害11棟、道路損壊335箇所、橋梁損壊4箇所、河川損壊318箇所、砂防被害39箇所、がけ崩れ21箇所、水道5,368箇所、停電6,800戸、土石流45箇所、地すべり1箇所

3 雪害

平成26年2月13日21時に南西諸島で発生した低気圧は、本州の南海上を北東に進み、次第に発達しながら15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約1,500m付近は-6℃以下の寒気に覆われていた。この低気圧と上空の寒気の影響により、14日朝から雪が降りはじめ大雪となった。

沼田市の被害状況は次のとおりである。

発生日	最深積雪	被害状況
平成26年 2月14日～15日	沼田市80cm (中央消防署観測値)	人的被害(死者1名、重傷者1名、軽傷者3名) 住家等被害多数(屋根、樋、テラス、カーポート等) 農業用施設被害(全壊1,196棟、半壊296棟)

4 土砂災害

平成28年9月7日、台風第13号及び前線による影響で、群馬県では大気の状態が非常に不安定となり大雨となった。気象庁の観測地点である群馬県榛名山では4時08分までの1時間に76mmという非常に激しい雨を観測し、国土交通省の蕨原雨量観測所では連続雨量143.0mm(9月7日4:00～9月8日23:00)、最大時間雨量73.0mm(9月7日4:00～5:00)を記録した。

沼田市の被害状況は次のとおりである。

発生日	発生地域	被害状況
平成28年 9月7日早朝	利根町柿平	柿平沢において土石流が流下し、下流の柿平地区が土砂で覆われた。 人的被害(軽傷者1名) 住家被害(半壊2棟、一部損壊2棟)

第3 災害危険箇所

1 浸水想定区域

(1) 水防法（昭和24年法律第193号）の指定河川である利根川については、洪水で氾濫した場合の浸水想定区域図が公表されている。これらの洪水浸水想定区域を統合すると、薄根町、戸鹿野町、新町、硯田町、恩田町、井土上町、下川田町、屋形原町が浸水区域に含まれる。

(2) 利根川ダム統合管理事務所により、片品川について藺原ダム下流における想定最大規模降雨による浸水想定図が公表されている。

これらの浸水想定区域を統合すると、白沢町岩室、白沢町尾合、白沢町平出、戸鹿野町、新町、沼須町、下久屋町、上久屋町が浸水区域に含まれる。

※資料編 3-1 利根川（上流工区）浸水想定区域図

※資料編 3-4 警戒ため池一覧表

2 土砂災害危険箇所

市内には、地すべりが発生するおそれのある危険箇所は4箇所、土石流が発生し人家5戸以上又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある溪流は、128溪流ある。

※資料編 3-2 地すべり危険箇所一覧表

※資料編 3-8 土石流危険溪流一覧表

3 急傾斜地崩壊危険区域

市内には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による指定区域が25箇所あり、人家5戸以上又は公共的建物に著しい被害を及ぼすおそれのある危険箇所Ⅰが121箇所ある。

※資料編 3-5 急傾斜地崩壊危険区域一覧表

※資料編 3-6 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ一覧表

4 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下、「土砂災害防止法」という。）による土砂災害警戒区域（特別警戒区域）が、449区域（422区域）指定されている。

※資料編 3-9 土砂災害警戒区域等の指定状況一覧表

第4 地震被害想定

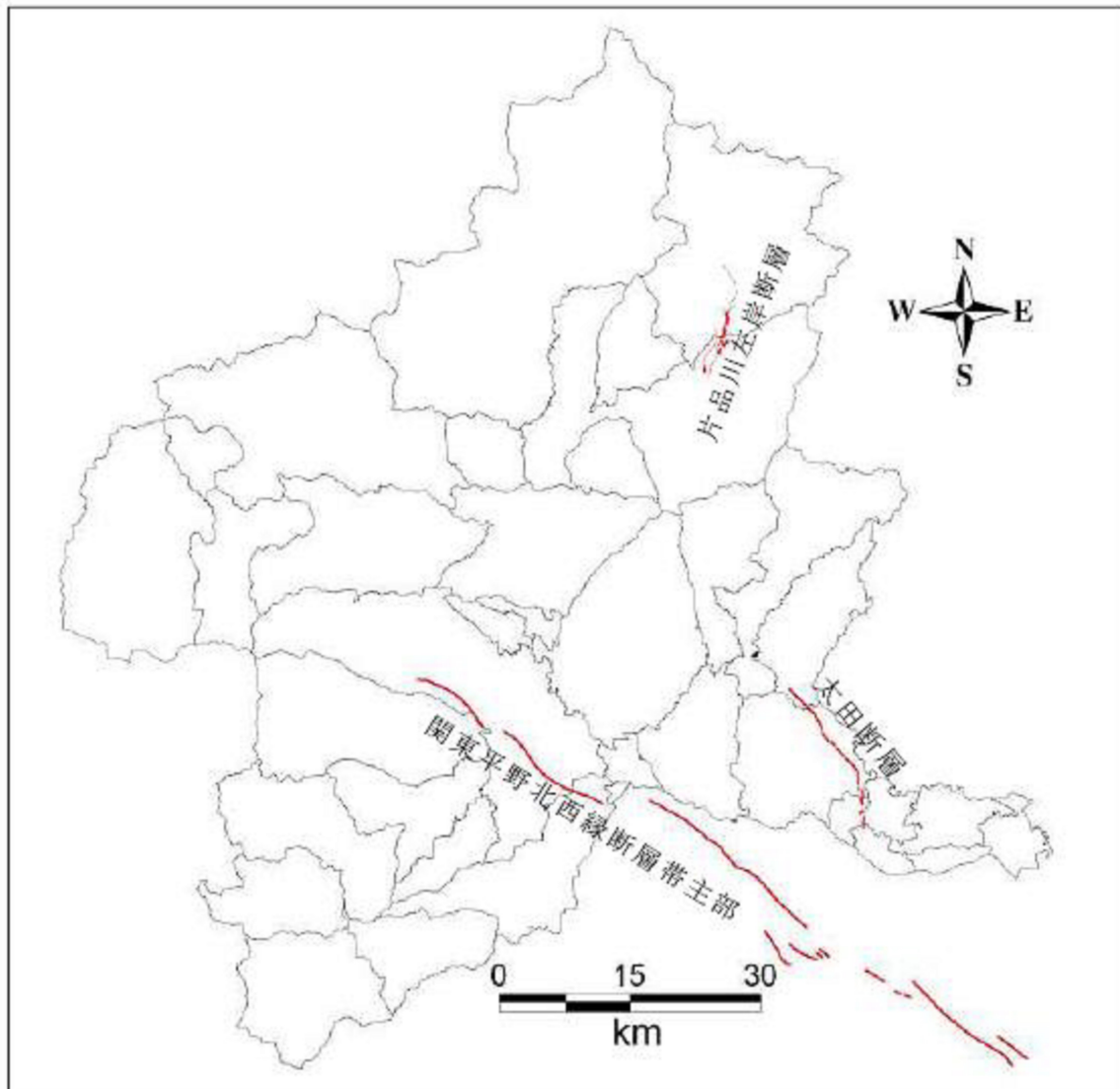
1 地震

想定する地震は、群馬県が平成24年6月に公表した「群馬県地震被害想定調査」に基づく「関東平野北西縁断層帯主部」「太田断層」「片品川左岸断層」による地震とする。

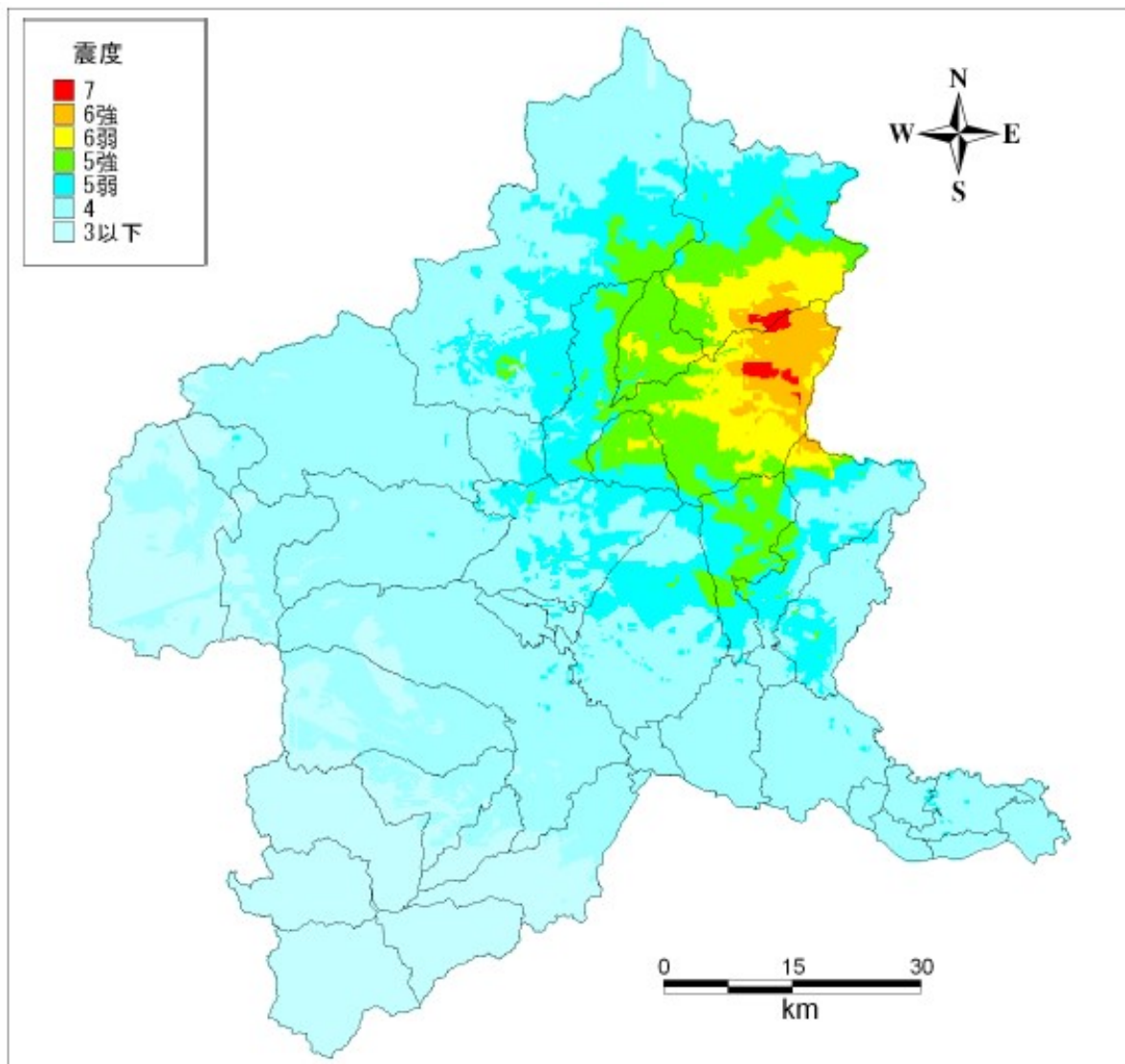
想定地震名	地震規模	震源の深さ	震源の長さ	発生確率
関東平野北西縁断層帯	M=8.1	5km	82km	0%~0.008%
太田断層	M=7.1	2km	24km	不明
片品川左岸断層	M=7.0	2km	20km	不明

資料：群馬県地震被害想定調査報告書

■ 想定断層の位置図



■沼田市に最も影響の大きい地震（片品川左岸断層による地震）



※利根町において、震度6弱から震度7が想定されている。

2 被害想定

群馬県地震被害想定調査報告書による沼田市の被害予測結果を被害想定とする。

■被害想定

項 目		関東平野北西縁 断層帯主部	太田断層	片品川左岸断層
地震の規模 震度分布		M=8.1 県南西部に震度6 強、震度7の地点も 存在する。	M=7.1 県南東部に震度6 強、震度7の地点も 存在する。	M=7.0 県北東部に震度6 強、震度7の地点も 存在する。
建物被害	全壊棟数	27.0	0.2	110.6
	半壊棟数	180.1	0.6	562.9
	合 計	207.1	0.8	673.5
火災被害	出火件数	0.0	0.0	0.22
人的被害	死者	2.5	0.0	8.7
	負傷者	14.3	0.2	35.9
	合 計	16.8	0.2	44.6
上水道	断水世帯数（直後）	445.3	0.0	513.9
	断水世帯数（4日後）	131.5	0.0	0.0
下水道	被災人口	392.8	1.4	219.0
LPガス	被害件数	0.0	0.0	16.0
電力	停電率（％）	0.0	0.0	0.215
通信施設	不通回線数	0.0	0.0	7.0
避難者予測 （建物被害・断水）	直後	92.3	0.0	314.9
	1日後	625.5	0.0	314.9
	1ヶ月後	92.3	0.0	314.9
帰宅困難者	通勤・通学者	2217.2	0.0	0.0
避難所及び 備蓄	収容可能数	不足なし	不足なし	不足なし
	食料	不足なし	不足なし	不足なし
	飲料水	不足なし	不足なし	不足なし
	簡易トイレ	△20	不足なし	△10

※被害予測結果は「冬の5時」「夏の12時」「冬の18時」を想定して、被害予測結果が出されているが、最も被害想定の大い数値を使用した。